



福島医発第 2372 号 (地)
令和 3 年 11 月 22 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の発生について

今般、農林水産省より、秋田県横手市の農場において高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例が発生した旨の発表があり、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）宛別添の事務連絡がなされ、本会に対しても日本医師会を通じて情報提供がありました。

本件は、引き続き、鳥インフルエンザの人への感染防止のための対応を依頼するとともに、医療機関において鳥インフルエンザを疑う患者を診察した場合は、保健所に連絡するよう改めて周知をお願いするものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 橋本朋也
会長 島田昇二郎

(健Ⅱ398F)

令和3年11月12日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 范 敏

高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の発生について

今般、農林水産省より、秋田県横手市の農場において高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例が発生した旨の発表があり、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）宛別添の事務連絡がなされましたので情報提供いたします。

本事務連絡では、引き続き、鳥インフルエンザの人への感染防止のための対応を依頼するとともに、医療機関において鳥インフルエンザを疑う患者を診察した場合は、保健所に連絡するよう改めて周知を求めています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会および関係医療機関等に対する情報提供について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事務連絡
令和3年11月10日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）感染症担当課 御中

厚生労働省健康局
結核感染症課

高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の発生について
(情報提供)

今般、農林水産省より、別添のとおり、秋田県横手市の農場において高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例が発生した旨の発表がありましたので、取り急ぎ情報提供します。

なお、引き続き、鳥インフルエンザの人への感染防止のため、「国内の鳥類における鳥インフルエンザ（H5N1）発生時の調査等について」（平成18年12月27日付け健感発第1227003号）に基づいた対応をお願いするとともに、「鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査の実施等について」（平成18年11月22日付け健感発第1122001号）に基づき、医療機関において鳥インフルエンザを疑う患者を診察した場合は、保健所に連絡されるよう改めて周知をお願いします。

別添：農林水産省による公表資料

参考：

「国内の鳥類における鳥インフルエンザ（H5N1）発生時の調査等について」（平成18年12月27日付け健感発第1227003号）

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000172034.pdf>

「鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査の実施等について」（平成18年11月22日付け健感発第1122001号）

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000172036.pdf>

秋田県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

本日（11月10日（水曜日））、秋田県横手市の採卵鶏農場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました。

当該農場は、農家から通報があった時点から飼養家きん等の移動を自粛しています。

なお、我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないと考えております。

現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

1. 農場の概要

所在地：秋田県横手市

飼養状況：採卵鶏（約14.3万羽）

2. 経緯

（1）昨日（11月9日（火曜日））、秋田県は、同県横手市の農場から、死亡羽数が増加している旨の通報を受けて、当該農場に対し移動の自粛を要請するとともに農場への立入検査を実施。

（2）同日、当該鶏について鳥インフルエンザの簡易検査を実施し陽性であることが判明。

（3）本日（11月10日（水曜日））、当該鶏について遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認。

3. 今後の対応

総理指示及び「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、以下の措置について万全を期します。

- （1）当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、
- （2）農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、
- （3）半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等
必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
2. 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
3. 中村農林水産副大臣を秋田県に派遣する等により、秋田県と緊密な連携を図る。
4. 必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会 家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
5. 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省の課長補佐級職員を現地に派遣。
6. 秋田県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
7. 「疫学調査チーム」を派遣。
8. 全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を指導。

9.関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4.その他

(1) 我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないと考えております。

https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html(外部リンク)

(2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

(3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

<添付資料>

総理指示

【お問合せ先】

消費・安全局動物衛生課

担当者：星野、金子

代表：03-3502-8111（内線4581）

ダイヤルイン：03-3502-5994